

# 公益社団法人京のふるさと産品協会業務方法書

令和4年

公益社団法人京のふるさと産品協会

公益社団法人 京のふるさと産品協会業務方法書

目 次

- 第 1 章 総 則(第 1 条・第 2 条)
  - 第 2 章 野菜等経営安定対策事業
    - 第 1 節 事業の対象(第 3 条～第 4 条)
    - 第 2 節 生産者補給交付金及び生産者補給金の交付(第 5 条～第 2 4 条)  
(第 7 条～第 8 条、第 1 3 条、第 2 2 条) 削除
  - 第 3 章 特定野菜等供給産地育成価格差補給事業
    - 第 1 節 事業の対象(第 2 5 条～第 2 8 条)
    - 第 2 節 価格差補給交付金及び価格差補給金の交付(第 2 9 条～第 4 4 条)
  - 第 4 章 野菜生産出荷安定資金造成円滑化事業
    - 第 1 節 納付金の納付 (第 4 5 条～第 4 6 条)  
(第 4 7 条～第 6 2 条)削除
  - 第 5 章 野菜計画生産出荷促進対策特別事業
    - 第 1 節 生産出荷計画の承認(第 6 3 条)
    - 第 2 節 価格差特別補給交付金の交付等(第 6 4 条～第 7 0 条)
  - 第 6 章 豆類価格安定対策事業
    - 第 1 節 事業の対象(第 7 1 条～第 7 3 条)
    - 第 2 節 生産者補給交付金及び生産者補給金の交付(第 7 4 条～第 8 8 条)
  - 第 7 章 削除 (第 8 9 条～第 1 0 8 条)
  - 第 8 章 削除 (第 1 0 9 条～第 1 2 8 条)
  - 第 9 章 削除 (第 1 2 9 条～第 1 3 3 条)
  - 第 1 0 章 削除 (第 1 3 4 条)
  - 第 1 1 章 雑 則(第 1 3 5 条～第 1 3 7 条)
- 附 則

## 第1章 総 則

(趣 旨)

第1条 この業務方法書は、公益社団法人京のふるさと産品協会定款(以下「定款」という。)第4条第1項第2号及び第3号の規定により、公益社団法人京のふるさと産品協会(以下「京のふるさと産品協会」という。)が行う業務の方法についての基本的事項を定めるものとする。

(業務運営の基本方針)

第2条 京のふるさと産品協会は、その行う事業の公共性にかんがみ、関係機関との緊密な連携のもとにその業務を能率的かつ効果的に運営するものとする。

## 第2章 野菜等経営安定対策事業

### 第1節 事業の対象

(事業の主旨)

第3条 京のふるさと産品協会は、野菜等経営安定対策事業実施要領(昭和61年4月16日付け1農業第395号京都府農林水産部長通達。以下この章において「要領」という。)第3の1に規定する対象野菜等(以下この章において「対象野菜等」という。)について、要領第3の3に規定する対象産地の当該販売価額が著しく低落した場合に、その生産者の経営に及ぼす影響を緩和するための生産者補給金(以下この章において「補給金」という。)をその生産者に交付するため、要領第4の5に規定する契約出荷団体(以下この章において「契約出荷団体」という。)に対して生産者補給交付金(以下この章において「補給交付金」という。)を交付する事業(「野菜等経営安定対策事業」という。)を行う。

(業務対象年間)

第4条 野菜等経営安定対策事業(以下この章において「事業」という。)の業務の対象となる期間(以下「業務対象年間」という。)は1年とする。

### 第2節 補給交付金及び補給交付金の交付

(補給交付金の交付に関する申込み)

第5条 契約出荷団体は、対象野菜等、対象産地及び対象期間ごとの区分(以下この章において「業務区分」という。)に対象生産者からの申込みをとりまとめ、補給交付金の交付を受けようとする年の出荷期間開始の最初の日の1か月前の日まで(ただし、京のふるさと産品協会が指定した日がある場合はその日、以下この章において「申込期限」という。)に別記様式第2号により申込むものとする。

2 京のふるさと産品協会は、前項の申込みがあったときはあらかじめ知事と協議することとし、承諾した場合は、その旨を当該契約出荷団体の長、対象産地の市町村長(以下「関係市町村長」という。)及び対象産地を管轄する府広域振興局長(京都市、向日市、長岡京市及び大山崎町にあっては府農林水産部流通・ブランド戦略課長)(以下「関係振興局長等」という。)に通知するものとする。

(負担金1号)

- 第6条 京のふるさと産品協会は、前条第1項の規定に基づく申込みを承諾したときは、当該契約出荷団体に負担金（以下「負担金1号」という。）を負担させるものとする。負担金1号の負担者及び負担割合は別表第1のとおりとする。
- 2 負担金1号の額は、要領第5の2の規定に基づき知事が定めた資金造成単価（以下この章において「資金造成単価」という。）の額に前条の規定により、契約出荷団体が申込みをした補給交付金の交付の対象となる出荷予約数量（以下この章において「交付予約数量」という。）を乗じて得た額に別表第1の負担割合を乗じて得た額とする。ただし、当該業務対象年間の直前の業務対象年間において負担金1号に残額がある場合の負担金額は、その残額を控除した額とする。また、控除後においてなお負担金1号に残額がある場合はその残額を契約出荷団体に返還するものとする。
- 3 京のふるさと産品協会は、前2項の規定により契約出荷団体に負担金1号を負担させるときは、当該契約出荷団体に金額、納入期限及び納入方法を記載した納入通知書を送付するものとする。また、負担金1号を返還するときは、当該契約出荷団体に金額、返還日及び返還方法を記載した返還通知書を送付するものとする。
- 4 京のふるさと産品協会は、前項の規定により契約出荷団体に対し負担金1号の納入あるいは返還通知をしたときは、その旨を知事及び関係市町村長に通知するものとする。

（交付予約数量の増加）

#### 第7条 削 除

（契約の更改）

#### 第8条 削 除

（延滞金）

第9条 京のふるさと産品協会は、契約出荷団体が負担金1号をその納入期限までに納入しない場合には、当該納入期限の翌日から納入した日までの日数に年利10.00パーセント以内で理事長が定める率の割合で計算した延滞金を徴収することができる。

（負担金の相殺の禁止）

第10条 契約出荷団体は、京のふるさと産品協会に納入すべき負担金1号について相殺をもって京のふるさと産品協会に対抗することができない。

（補給交付金を交付する場合）

- 第11条 補給交付金の交付は、業務区分ごとに第15条に基づき認定した平均販売価額が要領第5の2の規定により知事が定めた保証基準額（以下この章において「保証基準額」という。）を下回った場合に、当該契約出荷団体に対し行うものとする。
- 2 前項の補給交付金の単価は、保証基準額から平均販売価額を差し引いて得た額とする。

（補給交付金の額）

第12条 業務区分ごとの補給交付金の額は、前条第2項の単価に契約出荷団体が出荷した数量（その数量が交付予約数量を上回る場合には、当該交付予約数量）を乗じて得た額とする。

(負担金2号)

### 第13条 削 除

(出荷販売実績等の報告)

第14条 契約出荷団体は、業務区分ごとに出荷期間終了後1か月以内に出荷販売実績をとりまとめ別記様式第6号により京のふるさと産品協会に報告しなければならない。ただし出荷期間にずれが生じた業務区分、また精算時期があらかじめ出荷団体で決まっている品目は、出荷期間終了後2か月以内とする。

2 契約出荷団体は、前項の規定による報告を行う場合には、あらかじめ対象産地を管轄する関係振興局長等の確認を受けなければならない。

(産地実績平均額の認定)

第15条 京のふるさと産品協会は、前条の規定による報告に基づき、次の式により業務区分ごとに当該年度の産地実績平均額を認定するものとする。

$$\text{産地実績平均額} = \text{総出荷販売金額} \div \text{総出荷数量}$$

(補給交付金予定額の通知)

第16条 京のふるさと産品協会は、前条の規定に基づき認定された平均販売価額から補給交付金の予定額等を算定し、契約出荷団体の長、知事及び関係市町村長に通知するものとする。

(補給交付金の申請)

第17条 契約出荷団体は、補給交付金を受けようとするときは、別記様式第4号により交付予定額通知後15日以内に京のふるさと産品協会に申請するものとする。

2 京のふるさと産品協会は、前項の申請を受けたときは契約出荷団体に対して速やかに補給交付金を交付するものとする。

(補給交付金の一部交付等)

第18条 京のふるさと産品協会は、契約出荷団体が次の各号の一に該当する場合には、補給交付金の全部若しくは一部を交付せず、又は既に交付した補給交付金の全部若しくは一部を返還させることができる。

- (1) 出荷数量が交付予約数量と著しくかい離したとき
- (2) 故意又は過失により第5条第1項の申込書に不実の記載をしたとき
- (3) 正当な理由なくして負担金の納入を怠ったとき
- (4) 第14条の出荷販売実績等の報告書の改ざんを行い又は行わせたとき
- (5) 交付を受けた補給交付金についてその交付を怠ったとき

(補給金の交付)

第19条 契約出荷団体は、補給交付金の交付を受けたときは、その額を生産者の出荷数量等に応じて、速やかに生産者に交付するものとする。

2 契約出荷団体は、補給金の交付を完了したときは、補給金の交付後1か月以内に別記様式第5号により、京のふるさと産品協会に報告するものとする。

## 第20条 削 除

(特別交付金を交付する場合)

第21条 京のふるさと産品協会は、要領第5の4に基づき、気象災害等により収穫量が著しく減少した産地がある場合に、当該契約出荷団体に特別交付金を交付するものとする。

2 業務区分ごとの特別交付金の額は、要領の運用第7の3に定める指数を第23条に定める交付準備金に乗じて得た額とする。

3 前項の特別交付金は、補給交付金が当該業務区分において交付された場合には、交付金から補給交付金を除いた額の範囲内とする。

(価格暴落対策)

## 第22条 削 除

(交付準備金)

第23条 京のふるさと産品協会は、要領第3に規定する京都府から交付された金銭（以下この章において「補助金等」という。）、負担金1号をもって造成された交付準備金（以下この章において「交付準備金」という。）を業務区分ごとに区分して管理するものとする。

2 京のふるさと産品協会は、補給交付金を交付するため交付準備金を取り崩す場合には、資金造成額（負担金1号と補助金等を加算した額）を同率で取り崩すものとする。

(残余財産の処分)

第24条 京のふるさと産品協会は、業務が終了した業務区分ごとに交付準備金に残余を生じたときは、その残余の額のうち負担金1号を契約出荷団体に、補助金等に相当する額を京都府にそれぞれ返還するものとする。

2 京のふるさと産品協会は、前項の規定により契約出荷団体に対し負担金1号を返還する場合には、その旨を関係市町村長に通知するものとする。

## 第3章 特定野菜等供給産地育成価格差補給事業

### 第1節 事業の対象

(事業の主旨)

第25条 京のふるさと産品協会は、別表第2及び別表第3の対象野菜の欄に掲げる対象野菜の価格の著しい低落があった場合において、その低落が対象野菜（特定野菜等供給産地育成価格差補給事業実施要領（昭和51年10月1日付け51食流第5508号農林事務次官依命通知）の定めるところにより知事の選定した対象産地の区域内で生産されるものに限る。以下同じ。）の出荷に関し特定野菜等供給産地育成価格差補給事業実施要領の第3の3の（3）に規定する共同出荷組織（以下この章において「共同出荷組織」という。）との間に直接又は間接の委託関係（共同出荷組織に対してされた区域内対象野菜の出荷の委託（共同出荷組織に対して区域内対象野菜の出荷を委託した者に対してされた当該区域内対象野菜の出荷の委託及び当該区域内対象野菜につき順次出荷された出荷の委託を含む。以下同じ。）によるものをいう。）又は実施要領第3の3の（4）に規定する相当規模生産者が、その生産者の経営に及ぼす影響を緩和するための補給

金をその生産者に交付するため、当該共同出荷組織に対して価格差補給交付金又は、相当規模生産者の価格差補給金（以下「価格差補給交付金等」という。）を交付する事業（以下「特定野菜等供給産地育成価格差補給事業」という。）を行う。

（対象市場）

第26条 特定野菜等供給産地育成価格差補給事業に係る対象市場は、別表第2及び別表第3の対象野菜の欄に掲げる対象野菜ごとに、これらの表の対象市場群の欄に掲げるとおりとする。

（対象出荷期間）

第27条 特定野菜等供給産地育成価格差補給事業に係る対象出荷期間は、別表第2及び別表第3の対象野菜の欄に掲げる対象野菜ごとに、これらの表の対象出荷期間の欄に掲げるとおりとする。

（業務対象年間）

第28条 京のふるさと産品協会は、別表第2及び別表第3に掲げる対象野菜、対象市場及び対象出荷期間により定まるこれらの表に掲げる業務対象年間について業務を行うものとする。

2 京のふるさと産品協会は、価格差補給交付金等の交付に充てるための資金が著しく減少したことにより業務を行うことが困難と認められる場合、共同出荷組織等の交付予約数量の適正化を図る必要がある場合、共同出荷組織等の特例申込の契約締結の機会を与える必要がある場合、農業保険法に基づく農業経営収入保険事業の実施に伴い必要がある場合その他やむを得ないと認められる場合には、これを短縮することができる。

## 第2節 価格差補給交付金及び価格差補給金の交付

（価格差補給交付金等の交付に関する申込み）

第29条 共同出荷組織又は相当規模生産者（以下「共同出荷組織等」という。）は、価格差補給交付金等の交付を受けようとするときは、別表第2及び別表第3に掲げる業務区分（以下単に「業務区分」という。）ごと及び業務対象年間ごとに、別表第2及び別表第3に掲げる業務区分ごとの申込期限（ただし、京のふるさと産品協会が指定した日がある場合はその日、以下この章において「申込期限」という。）までに別記様式第2号より申込みものとする。

2 京のふるさと産品協会は、前項の申込みを承諾したときは、その旨を当該共同出荷組織等の長、知事及び関係市町村長に通知するものとする。

（負担金3号）

第30条 京のふるさと産品協会は、前条第1項の規定による申込みを承諾したときは、当該共同出荷組織等に負担金（以下「負担金3号」という。）を負担させるものとする。

2 共同出荷組織等が負担する負担金3号の額は、それぞれ業務区分ごとに別表第2又は別表第3の資金造成単価（以下この章において「資金造成単価」という。）の額に前条の規定により、共同出荷組織等が申込みをした価格差補給交付金等の対象となる出荷予約数量（以下この章において「交付予約数量」という。）を乗じて得た額（別表第3に掲げる対象野菜の特例65に係る負担金3号にあっては、この額の6分の5に相当する額）に別表第2に掲げる対象野菜にあっては3分の1、別表第3に掲げる対象野菜にあっては4分の1を乗じて得た額とする。ただし、当該業務対象年間の直前の業務対象年間において負担金3号に残額がある業務区分の負担額は、その残額を控除して得た額とする。また、控除後においてなお負担金3号に残額がある場

合はその残額を共同出荷組織等に返還するものとする。

- 3 負担金 3 号の一部を市町村が負担する場合は、当該負担に係る業務区分に相当する負担金 3 号の額は前項の規定にかかわらず、理事会において別に定めるものとする。
- 4 京のふるさと産品協会は、第 1 項の規定により共同出荷組織等に負担金 3 号を負担させるときは、当該共同出荷組織等に金額、納入期限及び納入方法を記載した納入通知書を送付するものとする。

(交付予約数量の増加)

第 3 1 条 業務対象年間の 2 年度目以降において、共同出荷組織等は、申込期限（当初年度の申込期限と同月日とする。）までに、別記様式第 3 号の申込書を提出して、前年度の交付予約数量の増加を申込むことができる。

- 2 京のふるさと産品協会は、前項の申込みを承諾するときはあらかじめ知事と協議することとし、承諾の旨を当該共同出荷組織等の長及び関係市町村長に通知するものとする。
- 3 第 1 項の規定による交付予約数量の増加に伴う共同出荷組織等が負担する負担金 3 号の額は、交付予約数量の増加分に資金造成単価を乗じて得た額とする。
- 4 前項に係る負担金 3 号の納入には、前条第 4 項の規定を準用する。

(交付予約数量の減少)

第 3 1 条の 2 第 2 9 条第 2 項の規定により通知を受けた共同出荷組織等は、その委託生産者等が農業保険法（昭和 22 年法律第 185 号）第 177 条に規定する農業経営収入保険（以下「収入保険」という。）に加入した、又は加入する見込みである場合において、業務区分ごと及び業務対象年間ごとに、申込期限（交付予約数量の減少をしようとする年の対象出荷期間が開始される月の前月 1 日とする。）までに、別記様式第 3-2 号の申込書を提出して、交付予約数量の減少を申し込むことができる。

- 2 京のふるさと産品協会は、前項の申込みを承諾したときは、その旨を当該共同出荷組織等の長、知事及び関係市町村長に通知するものとする。
- 3 第 1 項の申込みを承諾した場合において、当該業務区分で積み立てられている負担金 3 号のうち、第 1 項の規定による申込みにおいて負担すべき負担金 3 号の金額を控除した残額を共同出荷組織に返還するものとする。

(交付予約の解約)

第 3 1 条の 3 第 2 9 条第 2 項の規定により通知を受けた共同出荷組織等は、その委託生産者等が収入保険に加入した、又は加入する見込みである場合において、業務区分ごと及び業務対象年間ごとに、申込期限（交付予約の解約をしようとする年の対象出荷期間が開始される月の前月 1 日とする。）までに、別記様式第 3-3 の申込書を提出して、交付予約の解約を申し込むことができる。ただし、契約の解除は、当該申込期限後から当該対象出荷期間に係る価格差補給交付金等の交付申請（交付申請を行うことがない場合は、当該対象出荷期間に係る旬別平均販売価額の通知）までは、行うことができないものとする。

- 2 京のふるさと産品協会は、前項の申込みを承諾したときは、その旨を当該共同出荷組織等の長、知事及び関係市町村長に通知するものとする。
- 3 第 1 項の規定による申込みを承諾したときは、交付予約を解約しようとする年の対象出荷期間の開始日から業務対象年間の末日までの期間の交付予約が成立するものとする。



- 4 第1項の申込みを承諾した場合において、当該解約に係る共同出荷組織等が業務区分ごとに納入した負担金3号の金額があるときは、その額を共同出荷組織等に返還するものとする。

(契約の更改)

第32条 共同出荷組織等は、業務対象年間の途中において資金造成単価又は第30条第2項で定める負担割合が変更されたときは、京のふるさと産品協会に対して当該変更に係る業務区分につき既に成立している契約を更改すべき旨を申込みすることができる。

- 2 第29条及び第30条の規定は、前項の申込みについて準用する。

- 3 契約更改時の負担金3号に残額がある場合の納入すべき金額は、その残額を控除して得た額とする。また、控除後においてなお負担金3号に残額がある場合はその残額を共同出荷組織等に返還するものとする。

(延滞金)

第33条 京のふるさと産品協会は、共同出荷組織等が負担金3号をその納入期限までに納入しない場合には、当該納入期限の翌日から納入した日までの日数に年利10.00パーセント以内で理事長が定める率の割合で計算した延滞金を徴収することができるものとする。

(負担金の相殺の禁止)

第34条 共同出荷組織等は、京のふるさと産品協会に納入すべき負担金3号について相殺をもって京のふるさと産品協会に対抗することができない。

(価格差補給交付金等を交付する場合)

第35条 価格差補給交付金等の交付は、業務区分ごとに、第29条第1項の規定による申込みをした共同出荷組織等が生産者の委託を受けて、又は直接に、当該対象出荷期間に当該対象市場に出荷した当該対象野菜(京都府特産物育成協議会が定めた出荷規格に適合するものに限る。以下同じ。)の旬別の加重平均販売価額に相当する額(以下「旬別平均販売価額」という。)が、別表第2又は別表第3に掲げる保証基準額(以下「保証基準額」という。)を下回った場合に共同出荷組織等に対し行うものとする。

- 2 旬別平均販売価額の算定に当たっては、毎月1日から10日まで、11日から20日まで及び21日から31日(その月の末日が28日である月については28日、その月の末日が29日である月については29日、その月の末日が30日である月については30日)までそれぞれ1旬として計算するものとする。ただし、対象出荷期間に属する日の数が7日未満である旬の当該対象出荷期間に属する日は、当該対象出荷期間内のその旬と接続している旬に含めるものとする。

(価格差補給交付金等の金額)

第36条 対象野菜についての価格差補給交付金等の金額は、業務区分ごと及び共同出荷組織等ごとに旬別の価格差補給交付金単価に、当該共同出荷組織等が生産者の委託を受けて、又は直接に、当該旬別の価格差補給交付金単価に対応する期間に当該対象市場に出荷した当該対象野菜の数量から第37条の2に定める価格差補給交付金等の交付の対象としない数量を除いた数量(その数量が、その数量を当該対象出荷期間に当該対象市場に出荷した当該対象野菜の数量で除して得た数値に当該共同出荷組織等に係る交付予約数量を乗じて得た数量を上回る場合には、当該乗じて得た数量。)を乗じて得た額の合計額とする。

- 2 前項の旬別の価格差補給交付金単価は、業務区分ごとに保証基準額から旬別平均販売価額(旬別

平均販売価額が別表第2又は別表第3に掲げる最低基準額(別表第3に掲げる対象野菜の特例65に係る場合にあっては最低基準額の12分の13に相当する額)を下回ったときは、当該最低基準額)を差し引いて得た額に10分の8を乗じて得た額とする。

(出荷数量及び販売価額の認定)

第37条 共同出荷組織等は、対象市場の卸売業者からその発行する仕切書又は買付計算書を受領したときは、速やかにその写しを京のふるさと産品協会に提出するものとする。

2 京のふるさと産品協会は、前項の規定により提出された仕切書又は買付計算書の写しに基づき、前2条の場合における業務区分ごとの出荷数量、旬別平均販売価額及び価格差補給交付金等を算定するものとする。

3 京のふるさと産品協会は、前項の規定により算定した出荷数量、旬別平均販売価額及び価格差補給交付金等を認定するものとする。

第37条の2 価格差補給交付金等の交付の対象としない数量とは、次のとおりとする。

(1) 共同出荷組織にあっては、次のア及びイの数量を合計した数量とする。

ア 共同出荷組織から第30条に規定の負担金3号を直接又は間接の構成員に負担させている場合において、当該構成員以外の構成員が当該共同出荷組織に出荷を委託した対象野菜の数量

イ 委託生産者が共同出荷組織に対して申告する事業を利用しない期間に共同出荷組織に出荷委託した対象野菜の数量

(2) 収入保険に加入した(加入する見込みも含む。)相当規模生産者にあっては、当該相当規模生産者が京のふるさと産品協会に申告する当該事業を利用しない期間の対象野菜の出荷数量

2 前項第2号において、相当規模生産者は京のふるさと産品協会に対して、事業を利用しない期間が始まる前に、様式第13号により当該申請を行うものとする。

(旬別平均販売価額の通知)

第38条 京のふるさと産品協会は、認定された出荷数量、旬別平均販売価額及び価格差補給交付金等について、その内容を共同出荷組織等の長、知事及び関係市町村長に通知するものとする。

(価格差補給交付金等の交付申請)

第39条 共同出荷組織等は、価格差補給交付金等の交付を受けようとするときは、前条の通知を受けた日から15日以内に、別記様式第4号の交付申請書により申請するものとする。

2 京のふるさと産品協会は、前項の申請を受けたときは共同出荷組織等に対して速やかに価格差補給交付金等を交付するものとする。

(価格差補給交付金等の一部交付等)

第40条 京のふるさと産品協会は、共同出荷組織等が次の各号の一に該当する場合には、価格差補給交付金等の全部若しくは一部を交付せず、又は既に交付した価格差補給交付金等の全部、若しくは一部を返還させることができる。

(1) 故意又は過失により第29条第1項、第31条の2第1項の申込書に不実の記載をしたとき

(2) 正当な理由なくして負担金の納入を怠ったとき

(3) 仕切書の改ざんを行い又は行わせたとき

(4) 交付を受けた価格差補給交付金等について補給金の交付を怠ったとき

(価格差補給金等の交付)

第41条 共同出荷組織は、価格差補給交付金の交付を受けたときは、速やかにその交付を受けた価格差補給交付金の金額に相当する額を第35条第1項の委託に係る生産者に対して（生産者が直接の委託以外の委託があるときは、順次当該委託をした者を通じて生産者に対して）、その委託に係る対象野菜の数量（第37条の2の第1項に規定する価格差補給交付金等の交付の対象としない数量を除く。）を基礎として、価格差補給金を交付しなければならない。

2 共同出荷組織は、価格差補給金の交付を終了したとき又は相当規模生産者は、補給金を受領したときは、遅滞なく別記様式第5号により、その交付の結果を京のふるさと産品協会に報告しなければならない。

(価格差補給交付金等の削減)

第42条 京のふるさと産品協会は、業務区分ごとに、価格差補給交付金等の額が別表第2及び別表第3の資金造成単価の欄に掲げる額に当該交付予約数量を乗じて得た額（既に価格差補給交付金等を交付した場合にあっては、この額からその交付した価格差補給交付金等の額に相当する額の合計額を差し引いて得た額）を超えるときは、価格差補給交付金等の額から当該超える額を削減するものとする。

(交付準備金)

第43条 京のふるさと産品協会は、共同出荷組織等の負担金及び京都府から価格差補給交付金等の交付に充てることを条件として交付された金銭（以下この章において「補助金等」という。）をもって造成された交付準備金（以下この章において「交付準備金」という。）を業務区分ごと対象産地ごとに区分して管理するものとする。

(残余財産の処分)

第44条 京のふるさと産品協会は、業務が終了した業務区分ごと対象産地ごとについて交付準備金に残額がある場合は、その残額のうち負担金3号を共同出荷組織等に、補助金等に相当する額を京都府にそれぞれ返還するものとする。

## 第4章 野菜生産出荷安定資金造成円滑化事業

### 第1節 納付金の納付

(業務)

第45条 京のふるさと産品協会は、独立行政法人農畜産業振興機構（以下この章において「機構」という。）が野菜生産出荷安定法（昭和41年法律第103号。以下この章において「法」という。）第10条第1項の生産者補給交付金又は生産者補給金若しくは法第12条の交付金（以下この章において「生産者補給交付金等」という。）の交付に充てるための財源として指定野菜価格安定対策資金又は契約指定野菜安定供給資金（以下この章において「野菜生産出荷安定資金」という。）を造成する場合において、京都府に所在する法第10条第1項の登録出荷団体又は登録生産者（2以上の都道府県の区域内において、野菜指定産地の区域をその地区等の全部又

は一部とする登録出荷団体又は登録生産者にあつては、登録出荷団体の長又は登録生産者が京都府の区域に生産者補給交付金等に関する事務を委任して行わせようとする者。以下この章において「登録出荷団体等」という。) に対して生産者補給交付金等として交付することを条件として、機構に対し納付金を納付するものとする。

(納付金の納付等)

第46条 納付金の納付は、機構の業務方法書の定めるところにより機構から納付金の納入通知を受けた場合に、機構に対して行うものとする。

- 2 前項の納付金の金額は、機構の業務方法書の定めるところにより機構に承諾された登録出荷団体等の生産者補給交付金等の交付に関する申込みに対応する額とする。
- 3 登録出荷団体等は、前項の申込みを行うときは、あらかじめ、当該申込みを行うことについて京のふるさと産品協会に連絡しなければならない。

第47条から第62条まで削除

## 第5章 野菜計画生産出荷促進対策特別事業

### 第1節 生産出荷計画の承認

(生産計画及び出荷計画の承認)

第63条 野菜計画生産出荷促進対策特別事業実施要領(昭和54年6月15日付け4農業第496号京都府農林部長通達。以下この章において「要領」という。)第3の2の(3)に規定する対象出荷団体(以下この章において「対象出荷団体」という。)は、対象野菜の対象産地ごとに別記様式第11号による生産計画及び出荷計画を作成し、別表第6に定める期日までに提出するものとする。

- 2 京のふるさと産品協会は、前項の規定により提出された生産計画及び出荷計画が、野菜需給均衡総合推進対策事業実施要領(昭和63年7月25日付け63食流第3576号農林水産事務次官依命通達)との関連において適当と認められる場合には、これを承認するものとする。
- 3 前2項の規定は、生産計画及び出荷計画の変更について準用するものとする。この場合において第1項中「別表第6に定める期日」とあるのは「変更の対象となる月の前月の20日まで」と読み替えるものとする。

### 第2節 価格差特別補給交付金の交付等

(対象野菜)

第64条 価格差特別補給交付金の交付の対象とする野菜(以下「対象野菜」という。)は、要領第3の2の(1)に基づき、別表第7のとおりとする。

(計画生産出荷の認定)

第65条 京のふるさと産品協会は、対象野菜の対象産地ごとに、第37条第3項の規定に基づき認定した出荷数量(ただし野菜生産出荷安定法施行規則(昭和41年7月1日付け農林省令第36号)第5条に規定する登録出荷団体にあつては、独立行政法人農畜産業振興機構(以下「機構」という。)業務方法書(以下「機構業務方法書」という。)第112条の規定に基づき認定さ

れた出荷数量)とそれに対応する第63条第2項の規定に基づき承認した出荷計画数量との差が対象市場において月別に15パーセント以内で、総数が当該出荷計画数量のおおむね10パーセントの範囲内であるかどうかの認定を第29条及び機構業務方法書第96条に規定する業務区分ごとに行うものとする。

なお、野菜生産出荷安定事業に係る登録出荷団体にあつては、対象野菜の対象出荷期間が終了したとき、速やかにその結果を京のふるさと産品協会に提出するものとする。

- 2 京のふるさと産品協会は前項の認定をしたときは、遅滞なく知事及び当該対象出荷団体の長あてに通知するものとする。

(価格差特別補給交付金の金額)

第66条 京のふるさと産品協会は、前条により認定した出荷団体に対し、当該対象出荷団体が京のふるさと産品協会又は機構から価格差補給交付金の交付を受ける場合、価格差特別補給交付金を交付するものとする。

- 2 価格差特別補給交付金の額は、前条第1項の認定に係る野菜の当該価格差補給交付金相当額に別表第7に定める割合を乗じて得た額とする。

(価格差特別補給交付金の交付申請)

第67条 第65条第1項の認定を受けた対象出荷団体は、価格差特別補給交付金の交付を受けようとするときには第65条第2項の通知を受けた日から15日以内に、別記様式第4号による価格差特別補給交付金交付申請書を提出しなければならない。

価格差特別補給交付金の一部交付等)

第68条 京のふるさと産品協会は、対象出荷団体が次の各号の一に該当する場合には、価格差特別補給交付金の全部若しくは一部を交付せず、又は既に交付した価格差特別補給交付金の全部、若しくは一部を返還させることができる。

- (1) 対象市場における出荷実績が、月々の出荷計画数量の合計の90パーセントに達しないとき
- (2) 故意又は過失により前条に規定する申請書に不実の記載をしたとき
- (3) 仕切書の改ざんを行い又は行わせたとき
- (4) 交付を受けた価格差特別補給交付金についてその交付を怠ったとき

(価格差特別補給金の交付)

第69条 価格差特別補給金の交付について、第41条第1項及び機構業務方法書第117条の規定を準用する。

- 2 対象出荷団体は、価格差特別補給金の交付を終了したときは、遅滞なく別記様式第5号の報告書により、その交付の結果を京のふるさと産品協会に報告しなければならない。

(交付準備金)

第70条 京のふるさと産品協会は、京都府からの価格差特別補給交付金の交付に充てることを条件として交付された金銭を交付準備金として他の事業資産と区分して積み立てるものとする。

## 第6章 豆類価格安定対策事業

### 第1節 事業の対象

(事業の主旨)

第71条 京のふるさと産品協会は、別表第8に掲げる対象豆類(豆類価格安定対策事業実施要領(昭和61年5月26日付け1農業第561号京都府農林水産部長通達。以下この章において「要領」という。))第3の3の規定により知事が指定した対象産地(以下この章において「対象産地」という。)の区域内で生産されたものに限る。以下この章において同じ。)の価格の著しい低落があった場合において、要領第3の2に規定する対象生産者(以下この章において「対象生産者」という。)の経営に及ぼす影響を緩和するため、要領第4の5に規定する対象出荷団体(以下この章において「対象出荷団体」という。)が対象生産者に対し生産者補給金(以下この章において「補給金」という。)を交付するのに必要な生産者補給交付金(以下この章において「交付金」という。)を対象出荷団体に交付する事業(以下「豆類価格安定対策事業」という。)を行う。

(対象出荷期間)

第72条 豆類価格安定対策事業に係る対象出荷期間は、別表第8のとおりとする。

(業務対象年間)

第73条 業務対象年間は3年とする。

京のふるさと産品協会は、要領第4の6で規定する交付準備金(以下この章において「交付準備金」という。)が著しく減少したことにより業務を行うことが困難と認められる場合、その他やむを得ないと認められる場合には、知事の承認を得て業務対象年間を短縮することができる。

### 第2節 交付金及び補給金の交付

(交付金の交付に関する申込み)

第74条 対象出荷団体は、対象生産者からの申込みを取りまとめるうえ交付金の交付を受けようとする場合は、別表第8に掲げる業務区分ごと及び対象産地ごと(以下この章において「業務区分等」という。)にその初年度の対象出荷期間開始の日の1か月前の日まで(ただし、京のふるさと産品協会が指定した日がある場合はその日、以下この章において「申込期限」という。)に、別記様式第2号により申込むものとする。

2 京のふるさと産品協会は、前項の申込みがあったときはあらかじめ知事と協議するものとし、承諾した場合は、その旨を対象出荷団体の長、関係市町村長及び全国農業協同組合連合会京都府本部(以下「JA全農京都」という。)の長に通知するものとする。

(負担金5号)

第75条 京のふるさと産品協会は、前条第1項の規定により申込みを承諾したときは、当該対象出荷団体に負担金(以下この章において「負担金5号」という。)を負担させるものとする。

2 対象出荷団体が負担する負担金5号の額は、要領第4の6の規定に基づき知事が定める資金造成単価(以下この章において「資金造成単価」という。)に前条の規定により対象出荷団体が申込みをした交付金の交付の対象となる出荷予約数量(以下この章において「交付予約数量」

という。)を乗じて得た額に2分の1を乗じて得た額とする。ただし、業務区分等ごとの当該業務対象年間の直前の業務対象年間において負担金5号に残額があった場合の負担金額は、その残額を控除して得た額とする。また、控除後においてなお負担金5号に残額がある場合はその残額を対象出荷団体に返還するものとする。

- 3 京のふるさと産品協会は、第1項の規定により対象出荷団体に負担金5号を負担させるときは、当該対象出荷団体の長に金額、納入期限及び納入方法を記載した納入通知書を送付するものとする。
- 4 京のふるさと産品協会は、前項の規定により対象出荷団体に対し負担金5号の納入通知をしたときは、その旨を知事及び関係市町村長に通知するものとする。

(交付予約数量の増加)

第76条 業務対象年間の2年度目以降において、対象出荷団体は、申込期限(初年度の申込期限と同月同日とする。)までに別記様式第3号の申込書を提出して、前年度の交付予約数量の増加を申し込むことができる。

- 2 京のふるさと産品協会は、前項の申込みがあったときはあらかじめ知事と協議するものとし、承諾した場合は、その旨を当該対象出荷団体の長及び関係市町村長に通知するものとする。
- 3 第1項の規定による交付予約数量の増加の申込みに伴う対象出荷団体が負担する負担金5号の額は、増加に係る交付予約数量に資金造成単価(前年度の資金造成残額を前年度の交付予約数量で除して得た額に2分の1を乗じて得た額をいう。)を乗じて得た額とする。
- 4 前項の場合、前条第3項及び第4項の規定を準用する。

(交付予約数量の減少)

第76条の2 業務対象年間の2年度目以降において、対象出荷団体は、委託生産者が農業保険法(昭和22年法律第185号)第177条に規定する農業経営収入保険(以下「収入保険」という。)に加入した、又は加入する見込みである場合において、申込期限(初年度の申込期限と同月同日とする。)までに、別記様式第3-2号の申込書を提出して、交付予約数量の減少を申し込むことができる。

- 2 京のふるさと産品協会は、前項の申込みがあったときはあらかじめ知事と協議するものとし、承諾した場合は、その旨を当該対象出荷団体の長、及び関係市町村長に通知するものとする。
- 3 第1項の規定による申込みを承諾した場合において、当該業務区分で積み立てられている負担金3号のうち、第1項の規定による申込みにおいて負担すべき負担金3号の金額を控除した残額を対象出荷団体に返還するものとする。

(交付予約の解約)

第76条の3 業務対象年間の2年度目以降において、対象出荷団体は、委託生産者が農業保険法(昭和22年法律第185号)第177条に規定する農業経営収入保険(以下「収入保険」という。)に加入した、又は加入する見込みである場合において、申込期限(初年度の申込期限と同月同日とする。)までに、別記様式第3-3号の申込書を提出して、交付予約の解約を申し込むことができる。

- 2 京のふるさと産品協会は、前項の申込みがあったときはあらかじめ知事と協議するものとし、承諾した場合は、その旨を当該対象出荷団体の長、及び関係市町村長に通知するものとする。
- 3 第1項の規定による申込みを承諾したときは、交付予約を解約しようとする年の対象出荷期間

の開始日からその末日までの期間において成立するものとする。

- 4 第1項の申込みの承諾をした場合において、当該解約に係る対象出荷団体が業務区分ごとに納入した負担金3号の金額があるときは、その負担金3号に相当する額を対象出荷団体に返還するものとする。

(契約の更改)

第77条 対象出荷団体は、業務対象年間の途中において資金造成単価又は第75条第2項に定める負担割合が変更されたときは、京のふるさと産品協会に対して当該変更に係る業務区分等につき既に成立している契約を更改すべき旨を申し込むことができる。

- 2 第74条及び第75条の規定は、前項の申込みについて準用する。
- 3 契約更改時における負担金5号に残額がある場合の負担金額は、その残額を控除して得た額とする。また、控除後においてなお負担金5号に残額がある場合はその残額を対象出荷団体に返還するものとする。

(延滞金)

第78条 京のふるさと産品協会は、対象出荷団体が負担金5号をその納入期限までに納入しない場合には、納入期限の翌日から納入した日までの日数に年利10.00パーセント以内で理事長が定める率の割合で計算した延滞金を徴収することができるものとする。

(負担金の相殺の禁止)

第79条 対象出荷団体は、京のふるさと産品協会に納入すべき負担金5号について相殺をもって京のふるさと産品協会に対抗することができない。

(交付金を交付する場合)

第80条 交付金の交付は、業務区分等ごとに、対象出荷団体が対象生産者の委託を受けて対象出荷期間にJA全農京都に出荷委託した対象豆類(共同計算方式により出荷されたものであり、かつ、京都府特産物育成協議会が定めた出荷規格に適合するものに限る。以下同じ。)の加重平均販売価額(以下この章において「平均販売価額」という。)が要領第5の2の規定により知事が定めた保証基準額(以下この章において「保証基準額」という。)を下回った場合に、当該対象出荷団体に対して行うものとする。

(交付金の額)

第81条 対象豆類の交付金の額は、業務区分等ごとに第2項で定める交付金単価に対象出荷期間にJA全農京都に出荷委託した数量(その数量が交付予約数量を上回る場合には交付予約数量とする。)を乗じて得た額とする。

- 2 前項の交付金単価は、業務区分等ごとに保証基準額から平均販売価格(平均販売価額が最低基準額を下回ったときは当該最低基準額)を差し引いて得た額とする。

(出荷数量及び販売価額の認定)

第82条 対象出荷団体は、対象出荷期間終了後1か月以内に別記様式第9号による出荷販売実績報告書を業務区分等ごとに京のふるさと産品協会に提出するものとする。

また、JA全農京都は、対象出荷団体からの販売実績を当該対象出荷期間終了後1か月以内に別記様式第10号により京のふるさと産品協会に報告するものとする。

- 2 京のふるさと産品協会は、前項の規定により報告された出荷販売実績報告に基づき業務区分ごと及び対象出荷団体ごとに出荷数量、平均販売価額等を認定するものとする。



(交付金交付予定額の通知)

第83条 京のふるさと産品協会は、前条の規定に基づき認定された平均販売価額から交付金交付予定額等を算定し、対象出荷団体の長、知事及び関係市町村長に通知するものとする。

(交付金の交付申請)

第84条 対象出荷団体は、交付金の交付を受けようとするときは、交付予定額通知後15日以内に別記様式第4号により申請するものとする。

2 京のふるさと産品協会は、前項の申請を受けたときは対象出荷団体に対して速やかに交付金を交付するものとする。

(交付金の一部交付等)

第85条 京のふるさと産品協会は、対象出荷団体が次の各号の一に該当する場合には、交付金の全部若しくは一部を交付せず、又は、既に交付した交付金の全部、若しくは一部を返還させることができる。

- (1) 出荷数量が交付予約数量と著しくかい離したとき
- (2) 故意又は過失により第74条第1項の申込書に不実の記載をしたとき
- (3) 正当な理由なくして負担金の納入を怠ったとき
- (4) 出荷販売明細書の改ざんを行い又は行わせたとき
- (5) 交付を受けた交付金についてその交付を怠ったとき

(補給金の交付)

第86条 対象出荷団体は、交付金の交付を受けたときは、速やかにその交付を受けた交付金の金額に相当する額を対象生産者の出荷数量等に応じて区分し、対象生産者に補給金を交付しなければならない。

2 対象出荷団体は、補給金の交付を完了したときは、補給金の交付後1か月以内に別記様式第5号により、その結果を京のふるさと産品協会に報告しなければならない。

(交付準備金)

第87条 京のふるさと産品協会は、要領第4の6に基づき京都府から補給金の交付に充てることを条件として交付された金銭(以下この章において「補助金等」という。)及び負担金5号をもって造成された交付準備金(以下この章において「交付準備金」という。)を業務区分等ごとに区分して管理するものとする。

(残余財産の処分)

第88条 京のふるさと産品協会は、業務が終了した業務区分等ごとに交付準備金に残余を生じたときは、その残額のうち負担金5号の額を対象出荷団体に、補助金等に相当する額を京都府にそれぞれ返還するものとする。

2 京のふるさと産品協会は、前項の規定により対象出荷団体に対し負担金5号を返還する場合には、その旨を関係市町村長に通知するものとする。

第7章 (第89条～第108条) 削除

第8章 (第109条～第128条) 削除

第9章 (第129条～第133条) 削除

第10章 (第134条) 削除

第11章 雑 則

(報告の徴収)

第135条 京のふるさと産品協会は、事業運営上必要な事項について、契約出荷団体、対象出荷団体及び事業の対象となる農業協同組合等(以下この章において「出荷団体等」という。)に対して報告を求めることができる。

(遵守事項)

第136条 出荷団体等は、京のふるさと産品協会が事業運営上必要として指示する事項を遵守しなければならない。

(委任)

第137条 この業務方法書に定めるもののほか、この業務方法書の施行について必要な事項は、理事会の議決を経て別に定める。

附 則

- 1 この業務方法書は、この協会の設立許可のあった日から施行する。
- 2 この協会の設立後3か月以内に、出荷対象期間が開始されるものについては、第4条第2項、第10条第1項、第3項及び第15条第1項の規定にかかわらず、この協会設立後速やかに申請、申込み、契約の締結等の行為を行うものとする。

附 則

- 1 この業務方法書の一部改正は、知事の承認のあった日から施行し、平成22年4月1日から適用する。

附 則

- 1 この業務方法書の一部改正は、知事の承認のあった日から施行し、平成23年4月1日から適用する。

附 則

- 1 この業務方法書の一部改正は、知事の承認のあった日から施行し、平成24年4月1日から適用する。

附 則

- 1 この業務方法書の一部改正は、知事の承認のあった日から施行し、平成25年4月1日から適用する。

附 則

- 1 この業務方法書の一部改正は、知事の承認のあった日から施行し、平成25年10月1日から適用する。

附 則

- 1 この業務方法書の一部改正は、知事の承認のあった日から施行し、平成 26 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

- 1 この業務方法書の一部改正は、知事の承認のあった日から施行し、平成 27 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

- 1 この業務方法書の一部改正は、知事の承認のあった日から施行し、平成 28 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

- 1 この業務方法書の一部改正は、知事の承認のあった日から施行し、平成 29 年 2 月 1 日から適用する。

附 則

- 1 この業務方法書の一部改正は、知事の承認のあった日から施行し、平成 29 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

- 1 この業務方法書の一部改正は、知事の承認のあった日から施行し、平成 30 年 4 月 1 日から適用する。

- 2 変更後の第 31 条の 2、第 31 条の 3、第 37 条の 2 については、別表第 2 及び第 3 に掲げる対象出荷期間の開始日が平成 31 年 1 月 1 日以後である業務区分から適用する。

附 則

- 1 この業務方法書の一部改正は、知事の承認のあった日から施行し、対象出荷期間の開始日が平成 31 年 1 月 1 日以後である業務区分から適用する。

附 則

- 1 この業務方法書の一部改正は、知事の承認のあった日から施行し、平成 31 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

- 1 この業務方法書の一部改正は、知事の承認のあった日から施行し、令和 2 年 4 月 1 日から適用する。ただし、別表 2 及び別表 3 の対象市場群の欄の変更は、令和 2 年 6 月 21 日から施行する。

- 2 令和 2 年 6 月 20 日において対象市場であって、同年 6 月 21 日において、卸売市場法(昭和 46 年法律第 35 号)第 4 条第 1 項又は第 13 条第 1 項の認定を受けていない市場等については、同年 6 月 21 日から同年 7 月 31 日までの間に限り対象市場とみなし、改正前の別表 2 及び別表 3 を適用する。

附 則

- 1 この業務方法書の一部改正は、知事の承認のあった日から施行し、令和 3 年 4 月 1 日から適用する。またこの業務方法書の一部改正の適用日に併せて、この業務方法書で定める様式に押印欄がある書面について、押印がなくても書面を受け付けることとする。ただし、この取扱いは押印の省略を求めるものではなく、押印された書面は従前どおり取り扱うとともに、押印のない書面は必要に応じ当該書面の真正性について確認するものとする。

附 則

- 1 この業務方法書の一部改正は、知事の承認のあった日から施行し、令和 4 年 4 月 1 日から適用する。

## 別表第 1

資金造成額の負担者及び負担割合

○契約出荷団体が農業協同組合の場合

負担者		負担金 1 号		
区分	京都府	市町村	J A	生産者
一般型	1 / 2	3 / 1 6	1 / 1 6	1 / 4

○その他の場合

負担者		負担金 1 号	
区分	京都府	市町村	契約出荷団体・生産者
一般型	1 / 2	3 / 1 6	5 / 1 6

## 別表第2

業務区分			業務対象年間	申込 期限	負担金 納入期限	保証基準額 (kg当たり)	最低基準額 (kg当たり)	資金造成単価 (kg当たり)
対象野菜 の区分	対象 市場群	対象出荷期間						
	近畿 ブロック							

※現在、京都府内において、別表2の区分による項目に該当はないため空欄とした。

注)近畿ブロックとは次に掲げる卸売市場等をいう。

京都市中央卸売市場第一市場  
 大阪市中央卸売市場本場  
 大阪市中央卸売市場東部市場  
 神戸市中央卸売市場本場  
 神戸市中央卸売市場東部市場  
 姫路市中央卸売市場  
 尼崎市公設地方卸売市場  
 JA全農青果センター株式会社大阪センター  
 地方卸売市場大阪促成青果  
 大阪南部合同青果地方卸売市場  
 和歌山市中央卸売市場  
 奈良県中央卸売市場

明石市公設地方卸売市場  
 大阪府中央卸売市場  
 京都府南部総合地方卸売市場  
 岸和田総合食品地方卸売市場  
 丸池地方卸売市場  
 京都南部地方卸売市場丸寿青果株式会社  
 大津市公設地方卸売市場  
 堺七道青果地方卸売市場  
 豊岡中央青果地方卸売市場  
 南紀田辺地方卸売市場

### 別表第3

業務区分			業務対象年間	申込 期限	負担金 納入期限	保証基準額 (kg当たり)	最低基準額 (kg当たり)	資金造成単価 (kg当たり)
対象野菜 の区分	対象 市場群	対象出荷期間						
春キャベツ	近畿 ブロック	4月1日から 5月15日まで	令和4年 4月 1日から 令和6年 5月15日まで	3月1日	3月31日	円銭 82.00	円銭 54.61	円銭 21.91
		5月16日から 6月30日まで	令和4年 5月16日から 令和6年 6月30日まで	4月16日	5月15日	73.50	49.00	19.60
夏秋きゅうり	同上	7月 1日から 9月30日まで	令和4年 7月 1日から 令和6年 9月30日まで	6月1日	6月30日	242.00	161.33	64.54
夏秋なす	同上	7月 1日から 9月30日まで	令和4年 7月 1日から 令和6年 9月30日まで	6月1日	6月30日	230.50	153.65	61.48
		10月 1日から 11月30日まで	令和4年10月 1日から 令和6年11月30日まで	8月1日	9月30日	248.50	165.82	66.14

注) 近畿ブロックとは次に掲げる卸売市場等をいう。

京都市中央卸売市場第一市場  
 大阪市中央卸売市場本場  
 大阪市中央卸売市場東部市場  
 神戸市中央卸売市場本場  
 神戸市中央卸売市場東部市場  
 姫路市中央卸売市場  
 尼崎市公設地方卸売市場  
 JA全農青果センター株式会社大阪センター  
 地方卸売市場大阪促成青果  
 大阪南部合同青果地方卸売市場  
 和歌山市中央卸売市場  
 奈良県中央卸売市場

明石市公設地方卸売市場  
 大阪府中央卸売市場  
 京都府南部総合地方卸売市場  
 岸和田総合食品地方卸売市場  
 丸池地方卸売市場  
 京都南部地方卸売市場丸寿青果株式会社  
 大津市公設地方卸売市場  
 堺七道青果地方卸売市場  
 豊岡中央青果地方卸売市場  
 南紀田辺地方卸売市場

別表第4、別表第5 削除

別表第6

野菜の種類	計画の対象となる 野菜の出回り時期	提出期限		備考
		生産計画	出荷計画	
夏秋きゅうり	6～11月	12月20日	5月20日	
夏秋なす	7～11月	12月20日	6月20日	
しゅんぎく	10～12月	4月20日	9月20日	
しゅんぎく	1～3月	4月20日	12月20日	

別表第7

1 指定野菜価格安定対策事業（要領第3の2の（1）のア関係）

対象野菜の区分	対象出荷期間	価格差特別補給金額
夏秋きゅうり	7月1日から 9月30日まで	一般補給金に 9分の1を乗じて得た額
夏秋なす	7月1日から 9月30日まで	
夏秋なす	10月1日から11月30日まで	

2 特定野菜等供給産地育成価格差補給事業（要領第3の2の（1）のイ関係）

対象野菜の区分	対象出荷期間	価格差特別補給金額
夏秋きゅうり	7月1日から 9月30日まで	価格差補給交付金に 4分の1を乗じて得た額
夏秋なす	7月1日から 9月30日まで	
夏秋なす	10月1日から11月30日まで	
しゅんぎく	10月1日から12月31日まで	
しゅんぎく	1月1日から 3月31日まで	

**別表第8**

業 務 区 分	
対象豆類	対 象 出 荷 期 間
黒大豆	1 1 月 1 日 から 1 2 月 3 1 日 まで 1 月 1 日 から 3 月 3 1 日 まで
小豆	1 1 月 1 日 から 1 2 月 3 1 日 まで 1 月 1 日 から 3 月 3 1 日 まで

別表第 9      削除  
別表第10     削除  
別表第11     削除  
様式第1号    削除



様式第2号（第5条・第29条・第74条関係）

（ 事業補給交付金交付申込書 ）

（ 番 号 ）  
年 月 日

公益社団法人 京のふるさと産品協会  
理事長

様

申込者  
住所  
出荷団体名  
代表者名



貴協会の業務方法書を承諾のうえ、  
とおりに申し込みます。

事業補給交付金の交付に係る交付予約数量を下記の

記

- 1 対象産地名
- 2 対象野菜（対象豆類・対象花き）
- 3 対象市場
- 4 対象出荷期間 月 日 から 月 日 まで
- 5 交付予約数量 kg（本）
- 6 対象生産者数 名
- 7 栽培面積 アール
- 8 特例申込み等
- 9 負担金5号の負担割合  
○生産者 % ○農業協同組合 % ○市町村 %
- 10 添付資料（対象生産者の内訳）  
別紙（統一様式第2号の1）のとおり

（注）各事業の記載方法は次のとおりとする。

(1) 野菜等経営安定対策事業

- ① 1、2、4、5、6、7、10について記入する。ただし「新規品目育成型」は、10の添付資料を要しない。
- ② 2の「対象野菜」は、作型も記入すること。
- ③ 10の「添付資料」は、統一様式第2号の1とする。

(2) 特定野菜等供給産地育成価格差補給事業

- ① 1、2、3、4、5、6、7、8、10について記入すること。

(3) 豆類価格安定対策事業

- ① 1、2、4、5、6、7、9、10について記入すること。
- ② 10の「添付資料」は、統一様式第1号とする。

様式第3号（第31条・第76条関係）

（ ） 事業補給交付金交付予約数量増加申込書

（ 番 号 ）  
年 月 日

公益社団法人 京のふるさと産品協会  
理事長 様

申込者  
住所  
出荷団体名  
代表者名



貴協会の業務方法書を承諾のうえ、下記のとおり 事業補給交付金の交付に係る交付予約  
数量を増加したいので申し込みます。

記

- 1 対象産地名
- 2 対象野菜（対象豆類）
- 3 対象市場
- 4 対象出荷期間 月 日 から 月 日 まで
- 5 交付予約数量の増加数量等

項 目		増加前	今回増加分	増加後
交付予約数量	kg(本)			
対象生産者数	名			
栽培面積	アール			

- 6 増加の理由
- 7 添付資料（増加後の対象生産者の内訳）  
別紙（統一様式第1号）のとおり

（注）各事業の記載方法は次のとおりとする。

- (1) 特定野菜等供給産地育成価格差補給事業
  - ① 1、2、3、4、5、6について記入すること。
- (2) 豆類価格安定対策事業
  - ① 1、2、4、5、6、7について記入すること。
  - ② 7の「添付資料」については統一様式第1号とする。

（ ）事業補給交付金交付予約数量減少申込書

（ 番 号 ）  
年 月 日

公益社団法人 京のふるさと産品協会  
理 事 長 様

申請者  
住所  
出荷団体名  
代表者名



価格差補給交付金等の交付申込みの承諾により成立した交付予約について、委託生産者が農業保険法第 177 条に規定する農業経営収入保険に加入した、又は加入する見込みであるため、貴協会の業務方法書を承諾のうえ、下記のとおり交付予約数量を減少したいので申し込みます。

記

- 1 対象産地名
- 2 対象野菜（対象豆類）
- 3 対象市場
- 4 対象出荷期間 月 日 から 月 日 まで
- 5 交付予約数量の減少数量等

項 目		既交付予約数量	交付予約数量の 減少数量	減少後の交付 予約数量
交付予約数量	kg			
対象生産者数	名			
栽培面積	アール			

- 6 添付資料（減少後の対象生産者の内訳）  
別紙（統一様式第 1 号）のとおり

（注）各事業の記載方法は次のとおりとする。

- (1) 特定野菜等供給産地育成価格差補給事業
  - ① 1、2、3、4、5 について記入すること。
- (2) 豆類価格安定対策事業
  - ① 1、2、4、5、6 について記入すること。
  - ② 6 の「添付資料」については統一様式第 1 号とする。

（ ） 事業補給交付金交付予約解約申込書

（ 番 号 ）  
年 月 日

公益社団法人 京のふるさと産品協会  
理 事 長 様

申請者  
住所  
出荷団体名  
代表者名



価格差補給交付金等の交付申込みの承諾により成立した交付予約について、委託生産者が農業保険法第 177 条に規定する農業経営収入保険に加入した、又は加入する見込みであるため、貴協会の業務方法書を承諾のうえ、下記のとおり（※）対象出荷期間の開始日から業務対象年間の末日までの期間（※豆類価格安定対策事業については、「対象出荷期間の開始日からその末日までの期間」と読み替えるものとする。）を解約したいので申し込みます。

記

- 1 対象産地名
- 2 対象野菜
- 3 対象市場
- 4 対象出荷期間 月 日 から 月 日 まで
- 5 解約の対象となる  
対象出荷期間の開始日 年 月 日

（注）各事業の記載方法は次のとおりとする。

(1) 特定野菜等供給産地育成価格差補給事業

① 1、2、3、4、5 について記入すること。

(2) 豆類価格安定対策事業

① 1、2、4 について記入すること。

② 4 は「解約の対象となる対象出荷期間」と読み替え、その期間を記入すること。

（ ） 事業補給交付金交付申請書

（ 番 号 ）  
年 月 日

公益社団法人 京のふるさと産品協会  
理事長 様

申請者  
住所  
出荷団体名  
代表者名

印

京のふるさと産品協会業務方法書第 条の規定により、下記のとおり事業に係る補給交付金の  
交付を申請します。

記

- 1 対象産地名
- 2 関係出荷団体名
- 3 対象野菜（対象豆類・対象花き）
- 4 対象市場
- 5 対象出荷期間 月 日 から 月 日 まで
- 6 補給交付金交付申請額 円

（注）各事業の記載方法は次のとおりとする。

(1) 野菜等経営安定対策事業

- ① 1、3、5、6について記入する。
- ② 3の「対象野菜」は、作型も記入すること。

(2) 特定野菜等供給産地育成価格差補給事業及び野菜計画生産出荷促進対策特別事業

- ① 1、2、3、4、5、6について記入すること。

(3) 豆類価格安定対策事業

- ① 1、3、5、6について記入すること。

（ ） 事業補給金交付報告書

（ 番 号 ）  
年 月 日

公益社団法人 京のふるさと産品協会  
理事長 様

申請者  
住所  
出荷団体名  
代表者名



事業に係る補給金について、下記のとおり交付したので報告します。

記

- 1 対象産地名
- 2 関係出荷団体名
- 3 対象野菜（対象豆類・対象花き）
- 4 対象市場
- 5 対象出荷期間 月 日 から 月 日 まで
- 6 補給交付金の受領額 円
- 7 生産者に対する補給金の交付済額 円
- 8 交付経過

補給金受領 年月日	対象生産者数	交付済補給 金額	補給金交付 終了年月日
	名	円	

- 9 添付資料  
補給金交付対象生産者名及び対象生産者別補給金額の一覧表

（注）各事業の記載方法は次のとおりとする。

- (1) 野菜等経営安定対策事業
  - ① 1、3、5、6、7、8、9について記入すること。
  - ② 3の「対象野菜」は、作型も記入すること。
  - ③ 9の「添付資料」は、統一様式第2号とする。
- (2) 特定野菜等供給産地育成価格差補給事業及び野菜計画生産出荷促進対策特別事業
  - ① 1、3、4、5、6、7、8、9について記入すること。
  - ② 9の「添付資料」は、統一様式第1号とする。
- (3) 豆類価格安定対策事業
  - ① 1、3、5、6、7、8、9について記入すること。
  - ② 9の「添付資料」は、統一様式第1号とする。

野菜等経営安定対策事業出荷販売実績報告書

（ 番 号 ）  
年 月 日

公益社団法人 京のふるさと産品協会  
理事長 様

申請者  
住所  
出荷団体名  
代表者名

印

貴協会の業務方法書第14条第1項の規定により、下記のとおり報告します。

記

- 1 対象産地名
- 2 対象野菜（対象花き）・作型
- 3 総出荷数量 kg（本）
- 4 総出荷販売金額 円
- 5 生産者別出荷実績

別紙のとおり（統一様式第2号の2）

6 作柄及び被災害の状況

7 添付資料 売買仕切書  
日別出荷販売実績

確認機関の確認

出荷販売実績結果については、本報告のとおりであることを確認した。

確認年月日 年 月 日  
確認機関名

京都府 広域振興局長  
（京都府農林水産部研究普及ブランド課長）

印

注）7の「売買仕切書」及び「日別出荷販売実績」については、電算出力帳票により経理内容の確認が可能な場合は、その添付に換えることができる。

## 豆類価格安定対策事業出荷販売実績報告書

（ 番 号 ）  
年 月 日

公益社団法人 京のふるさと産品協会  
理事長 様

申請者  
住所  
出荷団体名  
代表者名



京のふるさと産品協会業務方法書第82条第1項の規定により、下記のとおり報告します。

### 記

- 1 対象産地名
- 2 対象豆類
- 3 対象出荷期間 月 日 から 月 日 まで
- 4 出荷販売実績 下表のとおり

項目		総出荷販売実績	左のうち全農向け出荷販売実績	左のうち契約生産者出荷販売実績
出荷数量	kg			
出荷販売金額	円			
平均販売価額	円/kg			

### 添付資料

- (1) 全農京都府本部販売代金精算書
- (2) 契約生産者別出荷販売実績数量一覧（統一様式第1号）



## 豆類販売実績報告書

（ 番 号 ）  
年 月 日

公益社団法人 京のふるさと産品協会  
理事長 様

報告者  
住所  
名称  
代表者名

印

京のふるさと産品協会業務方法書第 82 条第 1 項の規定により、下記のとおり報告します。

### 記

#### 1 業務区分

（1）対象豆類

（2）対象出荷期間 月 日 から 月 日 まで

2 販売実績 別紙のとおり

## 野菜計画生産出荷促進対策特別事業生産・出荷計画書

（ 番 号 ）  
年 月 日

公益社団法人 京のふるさと産品協会  
理事長 様

報告者  
住所  
対象出荷団体名  
(契約出荷団体名)  
代表者名



京のふるさと産品協会業務方法書第 63 条第 1 項の規定により、下記のとおり生産・出荷計画を作成したので提出します。

### 記

- 1 対象産地名
- 2 対象野菜名
- 3 対象出荷期間 月 日 から 月 日 まで
- 4 生産・出荷計画書 別紙のとおり

特定野菜等供給産地育成価格差補給交付金交付事業を  
利用しない期間についての申告書

年 月 日

公益社団法人 京のふるさと産品協会  
理 事 長 様

申請者  
住所  
相当規模生産者  
代表者氏名



京のふるさと産品協会業務方法書第 37 の 2 の規定により、価格差補給金の交付を受けないものとして、特定野菜等供給産地育成価格差補給事業（以下「事業」という。）を利用しない期間について、下記のとおり申告します。

記

- 1 事業を利用しない期間（※申告者が法人の場合は事業年度とする）  
年 月 日 ～ 年 月 日

昭和	47年	7月31日	制定	平成	14年	9月2日	改正
	48年	7月25日	改正		15年	10月1日	〃
	49年	7月31日	〃		16年	10月22日	〃
	50年	3月8日	〃		17年	8月17日	〃
	50年	6月30日	〃		18年	7月25日	〃
	50年	9月23日	〃		19年	7月17日	〃
	51年	7月28日	〃		20年	7月4日	〃
	51年	9月20日	〃		21年	6月29日	〃
	52年	7月5日	〃		22年	6月22日	〃
	53年	6月23日	〃		23年	6月27日	〃
	54年	9月17日	〃		24年	7月17日	〃
	55年	9月8日	〃		25年	9月4日	〃
	56年	7月22日	〃		25年	9月6日	〃
	57年	7月5日	〃		26年	7月25日	〃
	58年	7月11日	〃		27年	8月5日	〃
	59年	7月24日	〃		28年	7月27日	〃
	60年	3月30日	〃		29年	3月2日	〃
	60年	7月17日	〃		29年	7月10日	〃
	61年	5月26日	〃		30年	7月27日	〃
	62年	7月10日	〃		30年	9月21日	〃
	63年	8月12日	〃	令和	元年	6月7日	〃
平成	元年	10月16日	〃		2年	6月17日	〃
	2年	7月6日	〃		3年	6月25日	〃
	3年	6月25日	〃		4年	6月29日	〃
	4年	6月29日	〃				
	5年	6月30日	〃				
	6年	7月29日	〃				
	6年	11月11日	〃				
	7年	6月26日	〃				
	8年	6月26日	〃				
	9年	7月1日	〃				
	10年	6月10日	〃				
	11年	6月21日	〃				
	12年	6月28日	〃				
	13年	6月19日	〃				